

教育委員会定例会協議報告事項

令和8年4月21日

【報告事項】

- 長岡市総合計画について (教育部長 別冊資料)
- 第2期持続可能な行財政運営プランについて (教育部長 別冊資料)
- 長岡市公共建築物適正化計画第2期計画について (教育部長 別冊資料)
- 2月議会及び3月議会における教育委員会関係の質問事項について
(教育部長・子ども未来部長 資料P 1～20)
- 教育に関する事務の点検及び評価方法について (教育総務課 資料P 21)
- 学校管理業務の民間委託について (教育総務課 資料P 22～23)
- 長岡市立学校遠距離通学児童生徒通学支援及び通学費補助金の交付等に関する要綱の
一部改正について (学務課 資料P 24～27)
- 長岡市立小学校児童冬期通学費補助金交付要綱の一部改正について
(学務課 資料P 28～30)
- 長岡市学校給食弁当代替者等補助金交付要綱の制定について (学務課 資料P 31～33)
- 長岡市産後ケア事業実施要綱の一部改正について
(こども家庭センター 資料P 34～39)
- 長岡市定期予防接種費用助成金交付要綱の全部改正について
(こども家庭センター 資料P 40～42)
- 長岡市不育治療費助成事業実施要綱の制定について
(こども家庭センター 資料P 43～51)
- 長岡市新生児聴覚検査費用助成事業実施要綱の制定について
(こども家庭センター 資料P 52～56)
- 附属機関等会議報告について
・ 令和7年度 第2回長岡市栃尾美術館協議会 (中央図書館 資料P 57)

令和8年3月議会 教育委員会関係質問事項（一般質問）

質問者	質 問 要 旨	答 弁 要 旨	担当課
田中 茂樹 議 員	1 令和8年度当初予算について (2) 令和8年度当初予算における施策について ⑤ 困難を抱える子ども・若者、保護者の支援についての取組と市の考えを伺う。	1 (2) ⑤ 一人ひとりを大切にした多様な育ちと学びを支える社会の実現を目指して、市の関係部署と関係機関が連携し、就学前から成人後まで、きめ細かで切れ目のない相談支援体制を構築している。 不登校状態にある子どもたちの支援については、個の状況に応じた適切な支援を進めているが、令和8年度は子どもたちが自立に向け、安心して自由に過ごせる居場所をさらに拡充する。 また、特別支援教育ソフトを活用し、保護者と教職員間における対話と協働を充実させることで、子どもも保護者も安心できるように取り組んでいく。 若者のひきこもり支援については、適切な時期に「子ども青少年相談センター」から「ひきこもり相談支援室」へ支援を引き継いだうえで、本人の来所が難しい場合には保護者相談にも対応するなど、継続的な支援を行っている。	学校教育課 こども家庭 センター (福祉課)
	⑥ 医療体制の充実についての取組と市の考えを伺う。	⑥ 物価高騰や賃金上昇で病院経営が厳しさを増す中、基幹3病院への支援を継続してきた。令和8年度は周産期医療と救急医療への支援を拡充し、地域医療の維持と充実を図る。需要が高まる小児精神医療については国県の動向を踏まえ、市としての支援の在り方を関係機関と連携し検討していく。	こども家庭 センター (保健医療課)
	⑧ 米百俵のまち長岡の今後の人材育成についての取組と市の考えを伺う。	⑧ 市立小中学校では、自ら未来を切り拓く力を育むため、「授業イノベーション」を推進することで、子どもの学びの質の向上に取り組んでいる。 学校外の学びでは、子どもや若者が主体的に学びを深め、将来の可能性を広げる取組を強化している。 さらに、ミライエ長岡に集まる子どもたちや若者と多様な人材との交流を促進するとともに、中高生の専用スペースや、AIなどの先端技術を体験できる部屋を整備する。 「米百俵の精神」は長岡のまちづくりの原点であり、子どもや若者に多様な学びの場を提供し、市民、行政と関係機関が一体となり、オール長岡で人材育成を進めることで、将来世代に長岡の未来を引き継ぐためのまちづくりを進めたいと考えている。	学校教育課 (ミライエ長岡 企画推進室)

令和8年3月議会 教育委員会関係質問事項（一般質問）

質問者	質 問 要 旨	答 弁 要 旨	担当課
笠井 則雄 議 員	1 令和8年度当初予算等について (3) 小・中学校体育館のエアコン設置について ① 小・中学校体育館のエアコン設置は喫緊の課題と考えるが、市の方針を伺う。	1 (3) ① 体育館は児童・生徒の活動の場であるとともに、災害時には避難所としての役割も担うことから、エアコン設置については、学校の施設整備の中でも重要な課題であると認識している。 国の交付金を活用し、かつ補助対象期間も踏まえて速やかに整備を行っていきたいと考えている。	教育施設課
	② 令和8年2月臨時会における基本設計校数と、今後の市のエアコン設置方針を伺う。	② 基本設計に相当する空調方式等検討業務委託において、体育館の造りによる建物の断熱化や気密化に資する工事の比較検討、都市ガスの供給地域などによる空調方式や冷暖房設備の能力の検討などを行う。 また、市内の体育館を、その形状等により6つのパターンに分類して検討業務委託を行うことで、経費の削減を図った。この検討結果を踏まえて、順次整備を進めていきたいと考えている。	
	4 長岡市こども計画について (1) 長岡市こども計画策定の背景について ① いじめ、虐待、貧困問題など、子どもを取り巻く状況は深刻化しているが、本計画策定の背景等について伺う。	4 (1) ① 「こども基本法」において、市町村は国が策定する「こども大綱」及び「都道府県こども計画」を勘案し、市町村こども計画を定めることが努力義務となった。 そこで、「第2期長岡市子育て・育ち“あい”プラン」の改訂に合わせて、ライフステージに応じた切れ目のない子育て支援を実施するため、積極的に計画策定に取り組むこととした。	子ども政策課
	(2) 本計画の調査・アンケートについて ① こども基本法では、子どもや当事者の意見を聴取して反映させることになっているが、市の対応について伺う。	(2) ① 策定にあたっては、中高生自身も対象としたニーズ調査や、小中学生へのアンケート、ワークショップ等を実施し、基本目標に子どもの意見を反映したほか、様々な施策を進めるうえでの参考とした。 今後も、子ども・若者の意見を聴き、より実効性のある計画となるよう取り組んでいく。	

令和8年3月議会 教育委員会関係質問事項（一般質問）

質問者	質問要旨	答弁要旨	担当課
笠井 則雄 議員	(3) 子ども世帯の貧困率11%に対する認識と支援策について ① 子育て世帯の生活に関する調査で当市の貧困率は11%とのことであり、適切な支援が必要と考えるが、市の認識と支援策について伺う。	(3) ① 当市の貧困率11%という割合は、市が令和5年度に実施した生活実態調査の結果で、令和4年に実施された国民生活基礎調査における全国の子どもの貧困率と、ほぼ同程度の水準である。9人に1人が該当する状況を踏まえると、経済的な困難を抱える家庭への支援は、重要な課題であると認識している。 本市では、子どもナビゲーターを配置し、「こどもの貧困」の視点で、小中学校や保育園等から支援が必要な子どもや家庭の情報を収集し、適切な支援につなげている。 また、就学援助基準を満たす世帯等の中学3年生を対象に、学習塾等の利用に係る経費を補助するなどの取組も実施している。 さらに、長岡市子どもの貧困対策連絡会議を開催し、組織横断的なネットワークの形成を図っているところである。	子ども政策課
	(4) ヤングケアラー支援について ① 今回の調査で初めてヤングケアラーに関する質問を設定したとのことであるが、調査結果をどのように捉え、支援につなげるのか伺う。	(4) ① 本市は調査等から一定数のヤングケアラーがいると認識しており、早期把握と家庭に応じた支援が必要と考えている。教職員やケアマネジャー等への研修を通じて気づきを促し、把握時は関係機関と連携して見守りや声がけ、福祉サービス導入などの支援を行っており、今後も適切な支援に努めていく。	こども家庭センター

令和8年3月議会 教育委員会関係質問事項（一般質問）

質問者	質問要旨	答弁要旨	担当課
桑原 望 議員	2 不登校児童・生徒の多様な居場所について (1) 長岡市の不登校の現状について ① 最新の調査に基づく、長岡市の不登校児童・生徒の現状と分析について伺う。 (2) 多様な居場所の役割と評価、課題について ① 長岡市が設置している教育支援教室（フレンドリールーム）、自立支援スペース（ほっとルーム）及び中学校区教育支援センター（いこ〜れ）について、それぞれの施設の役割と現在の評価及び課題について伺う。	2 (1) ① 令和6年度、年間30日以上欠席した不登校児童生徒数は、小学校で276人、中学校で431人となり、前年度と比較して小学校で30人、中学校で24人、それぞれ増加した。不登校の発生率も、全国平均とほぼ同等で推移している。一方で、前年度まで増加傾向にあった新規の不登校の発生については、国や県と同様に減少に転じた。 増加の要因は、①コロナ禍で様々な活動が制限されたことや、②インターネットやスマホへの依存による生活リズムの乱れなど、全国と同様の背景があると受け止めている。 一方で長岡市においては、令和6年度策定の不登校初期対応フローに基づき、早期の相談や支援が浸透し、長期にわたる欠席をふせぐことができたケースが多くある。また、令和7年度は令和6年度と比べ、学校からの不登校の初期段階における報告数も減少しており、未然防止の取組が推進されているものと捉えている。 (2) ① 児童生徒の多様なニーズに合わせ、きめ細かな支援を行うため3種類の施設を整備している。 登校はできるものの教室に入ることが困難な児童生徒が、校内で安心して過ごせる居場所として中学校区内教育支援センター「いこ〜れ」、学校への登校が困難な児童生徒に対し、自ら学習や活動に取り組む場として教育支援教室「フレンドリールーム」、自宅以外の居場所で、社会との接点を持ちつつ自立を促す居場所として自立支援スペース「ほっとルーム」を設置した。 「生活リズムが改善した」、「再登校することができた」等の声が聞かれており、特にほっとルームでは、「他と関われるようになった」、「自信がついて学校へ行けるようになった」等、エネルギーを蓄え、進学や学校復帰する姿が多く見られた。 一方で、いずれの施設においても適任人材の確保が困難なこと、利用者の増加で居場所が手狭になる等が課題としてあるが、「いこ〜れ」や「ほっとルーム」の拡充に向けた予算案を令和8年度に計上した。今後も、多様な居場所の充実に努めていく。	学校教育課

令和8年3月議会 教育委員会関係質問事項（一般質問）

質問者	質 問 要 旨	答 弁 要 旨	担当課
桑原 望 議 員	(3) 出席扱いの目的と効果について ① 市はガイドラインを運用し、フリースクール等での学習を出席と認める体制を整えた。これを出席扱いとすることで、児童・生徒本人にどのような効果があると考えているか、その目的について伺う。	(3) ① 不登校児童生徒の「指導要録上の出席扱い」に係るガイドライン策定の目的は、学校内外の多様な居場所において、自分のペースで学習や活動に取り組み、頑張った成果を公簿である指導要録に記録し、出席扱いとするためのものである。 効果としては、教育委員会が公認する居場所において、出席と認められることで、保護者や子どもの安心につながり、自信をつけて前向きに自立に向かう力を伸ばすことができること、活動内容も学校がしっかりと把握し連携ができるようになることである。これにより、出席日数などの数値にとどまらず、活動の様子なども指導要録にしっかりと記録され、進級先、進学先に共有される。 こうしたことで、新しい環境でも本人の良さを生かした指導支援が行われ、社会的自立につながるものと考えている。	学校教育課
	(4) フリースクール利用料の補助について ① 民間のフリースクールも不登校児童・生徒の重要な居場所となっているが、市が出席を認めた学びの場であっても、費用が全額保護者負担である現状は、教育の機会均等の観点から課題がある。市独自にフリースクール利用料への補助を行うべきと考えるが、市の見解を伺う。	(4) ① 現在、市内のフリースクールを居場所として過ごしている児童生徒がいることは認識しており、そこでの努力を幅広く認めているところである。 引き続き、教育委員会としましては、民間施設の紹介や出席扱いの認定・運用、さらには指導主事の視察訪問による情報交換など、連携の強化に努めていく。 先ほど答弁した「いこ〜れ」や「ほっとルーム」の拡充と合わせ、すべての不登校児童生徒の居場所づくりに全力で努めていくが、議員のご指摘にあった、フリースクール利用料への補助については、制度設計にあたり整理すべき法的・制度的な論点が多く、国の動きや他自治体の状況を注視しながら慎重に検討する必要があると考えている。	

令和8年3月議会 教育委員会関係質問事項（一般質問）

質問者	質 問 要 旨	答 弁 要 旨	担当課
桑原 望 議 員	(5) 総合計画の指標（K P I）について ① 総合計画の指標（K P I）では、「学校に行くのは楽しいと思う児童生徒の割合」を現在の85%から90%にする目標を掲げているが、「学校＝楽しい」のみを正解とする目標設定は、居場所を学校外に求める子どもたちへの圧力になりかねない。この指標は現状にそぐわないと考えるが、市の見解を伺う。	(5) ① 学校は、知識・技能を習得する場であるとともに、多様な他者と出会い、協働する中で、社会性や新たな価値を創造していく資質能力を身に付けるための代えがたい成長の場であり、義務教育の根幹は、学校にあると考えている。 まずは、不登校の未然防止のために、教育委員会の責任として学校という場が、児童生徒一人一人にとって、最も安心でき、楽しく学ぶことができるよう、学校の魅力を高めていくことが重要であると捉えている。 学校の魅力を高めるためには、学校も変わらなければならない。本市では、授業イノベーションを推進し、児童生徒一人ひとりが主体となる授業への転換を図っております。「自分」に合った学び、多様な関わりをいかす学び、実体験を伴う活動的な学びを充実させているところである。 学校行事等でクラスの全員の心が目標に向かい1つになる感情が突き動かされる多くの経験ができる場、学習や友人関係などで、挫折や失敗した時、自分を支えてくれる仲間がいて、乗り越え、成長できる場である、魅力あふれる学校づくりを一層推進していく。 こうした取組の推進により、不登校の未然防止を強力に進めてくことを目指しその成果を図るK P Iとして本指標を設定したものである。 議員が懸念する圧力と捉えられないように学校への行きずらさを感じる児童生徒に寄り添った支援体制の充実も図っていく。 一方で、先ほども述べたように学校外の多様な学びの場・居場所の重要性については、教育委員会としても深く認識しており、今後も多様な居場所の整備や連携を進め、重層的で切れ目ない支援体制の充実に努めていく。	学校教育課

令和8年3月議会 教育委員会関係質問事項（一般質問）

質問者	質 問 要 旨	答 弁 要 旨	担当課
豊田 朗 議 員	1 土木・建築、除雪、水道、介護、保育、農業などの (2) 分野における担い手の確保や定着に向け、賃金や処 ① 遇改善に限らず、働き方の工夫、業務負担の軽減、 技術継承、資格取得支援など、担い手を「支える 側」を支える観点から、取組の現状と今後の方向性 について伺う。	1 (2) ① 地域の暮らしを支える分野は、いずれも代替の利かない エッセンシャルワーカーによって成り立っており、各分野に おける担い手の確保・定着が極めて重要であると認識してい る。 取組の現状として、保育分野では、県保育連盟・私立園と 連携した就職相談会、宿舍借上げ支援などにより、保育士の 確保を進めている。その他、各分野でも担い手の確保や定着 に向けた取組を行っている。 今後も、これまでの取組を着実に進めるとともに、関係団 体との連携をさらに強め、生成AIを含むデジタル化や省力 化の推進、働き方改革の促進などにより、若い世代が魅力と 働きがいを感じられる環境をつくり、担い手の確保・定着に 引き続き取り組んでいく。	保育課 (保育課関連部 分を抜粋)
池田 明弘 議 員	1 令和8年度当初予算について (2) 不妊治療・不育治療費助成について ① 不妊治療費女性のこれまでの成果と課題を伺う。 ② 不妊・不育治療費の一体的支援の目的と不育治療費 助成の対象について伺う。 ③ 起業への啓発や社会全体への理解を深めるための取 組について伺う。	1 (2) ① 令和6年度開始以来、徐々に周知が進み、必要な人が申請 している状況と認識している。申請時に窓口で体調を相談す る人も増え、精神的な支援にもつながり、不妊に悩んでいる 人の一助となっている。 一方で、妊娠出産に至らない要因が不妊・不育それぞれに ある中で、一体的な支援という面では、まだ不十分という声 もあり課題と捉えている。 ② 「子どもを産み育てたい」と願う人々が、安心して相談、 治療を受けられるように切れ目のない寄り添った支援を行う ことを目指す。 不育治療費助成の対象は、医療保険適用内とする。今後、 実績や市民の声を聞きながら、保険適用外の治療への助成を 含め、検討する。 ③ 不妊・不育治療を気兼ねなく受けるためには、企業や社会 全体の理解が不可欠と考える。 「ながおか働き方プラス応援プロジェクト」にて、不妊治 療中の人が働きやすいよう勉強会等で意識啓発を行うなど、 今後も、社会全体で理解を深める効果的な取組を研究する。	こども家庭 センター

令和8年3月議会 教育委員会関係質問事項（一般質問）

質問者	質問要旨	答弁要旨	担当課
池田 明弘 議員	(3) 子宮頸がん（HPV）ワクチンの推進について ① HPVワクチンの接種率の推移と評価について伺う。 ② 「15歳未満開始で2回接種完了」の周知状況について伺う。 ③ 中学2年生への個別通知の追加実施についての見解、また、接種率向上に向けた取組について伺う。	(3) ① 定期接種率の推移は、令和4年度34.9%、令和5年度36.5%、令和6年度39.3%と年々増加しているが、積極的勧奨差し控え前と比較すると、まだ低い状況である。今後も引き続き、接種率の向上に努める。 ② ワクチンの種類や開始年齢により接種回数が異なるため、「2回で接種完了」の周知は一律では難しい面があった。 ③ 接種が2回で完了することは、接種を受ける本人にも行政にも利点がある。令和8年度からは、9価ワクチンに統一される予定のため、それを機に、従来の個別通知に加え、中学2年生に対する周知について検討し、接種率の向上に努めていきたい。	こども家庭センター
	(9) 学校体育館へのエアコン整備について ① 整備方針とスケジュール感について伺う。	(9) ① 体育館へのエアコン整備については、設置する冷暖房設備の台数や仕様、気密化・断熱化の工法について、市内の体育館を6つのパターンに分類して検討業務委託を行うことで、経費の削減に努めた。 この検討結果を踏まえて、各学校ごとに最適な冷暖房設備の設置や、気密化等の整備に努めていきたいと考えている。 また、国の気密化工事の補助対象期間が令和11年度まで、冷暖房設備工事の補助対象期間が令和15年度までとなっているので、それを念頭に整備を進めていきたいと考えている。	教育施設課

令和8年3月議会 教育委員会関係質問事項（一般質問）

質問者	質問要旨	答 弁 要 旨	担当課
大竹 雅春 議 員	1 子どもの居場所づくりについて (1) これまでの子どもの居場所づくりについて ① 放課後子ども教室の取組成果と課題について伺う。 ② 地域における中高生の居場所の現状と、市の認識について伺う。	1 (1) ① 放課後子ども教室の令和6年度実績としては、市内22か所の小学校区で実施し、年間で延べ1万6千人を超える児童の参加があった。放課後の時間を安全・安心に過ごせる居場所の一つであると同時に、親や学校の先生以外の大人との関係性を築くことができ、また様々な学習・体験活動をとおして子どもたち自身が達成感などを感じられる「学校外の学びの場」として、一定の成果を上げているものと認識している。 課題としては、子どもの見守りボランティアを担っている教育活動サポーターの確保があげられる。高齢化等による担い手不足が見られるため、これまで活動いただいている方々の人脈の活用や、地域の多様な団体との連携など、他地域での好事例を紹介しながら、実施主体である地域に対して市としても働きかけていきたい。 ② いくつかの地域では、コミュニティセンターを会場に、中学生向けの自習会場がテスト時期等にかかれており、地域ボランティアが見守りをする中で、多くの中学生が集まっていると聞く。 また、コミュニティセンターのイベントに高校生がボランティアスタッフとして参加して小学生をサポートしたり、子ども食堂では中高生が食事作りを手伝ったりといった取組の事例もある。 こうした経験をとおして、児童会館等へ通っていた子どもたちが、高校卒業後の県外進学にあたって職員へ挨拶に来るなど、中高生になっても緩やかに地域との関係性が続いている事例も見られる。 このような事例から考えると、中高生になっても地域との繋がりが続いていくためには、顔の見える関係を構築することが重要であると考え。 どのような場所が子どもたちにとって最適であるかは、地域の特性や子どもたちのニーズによって異なる。そのため、子ども自身の意見を丁寧に聞き取ること、そして地域の方々と話し合いながら、その地域に合った形を検討していくことが重要であると認識している。	子ども政策課

令和8年3月議会 教育委員会関係質問事項（一般質問）

質問者	質問要旨	答弁要旨	担当課
三澤 寛人 議員	1 P T A入退会完全自由化を実現するための諸問題について (1) 通知された同意書について ① 以前の一般質問を受け、P T A会費徴収に関する口座情報の提供については、書面による同意確認を行う旨通知がなされた。しかしながら、P T A活動においては、登校班名簿の作成など、口座情報以外にも学校が保有する児童・生徒情報が活用されている実態があると考え。口座情報以外の情報提供についても、明示的な同意を要すると思えるが、見解を伺う。 ② 現在想定される同意確認の時期は、特段の定めがないと理解している。P T A会費の支払いが入学直後から発生することを踏まえると、同意書を入学説明会資料に同封するなどの運用を提案するが、見解を伺う。 ③ 今回通知された同意書の様式について、入会を前提とせず、例えば入会意思のある方のみ回答くださいといったような注意書きを入れるなど、任意性をより明確に示す表現に見直す余地があると思える。とりわけ、現行の入会方式は市内1校を除きオプトアウト型であり、その法的有効性については確定的な整理があるとは言いがたい状況にあると認識している。そのような中で、入会が成立していることを前提とする文書を学校が配付することは、学校の中立性や行政としての法的安定性の観点から慎重であるべきと思えるが、見解を伺う。	1 (1) ① 保護者の口座情報をP T A会費徴収に使用することについては、学校事務の適正な運用に向け、同意を得よう学校に通知した。 P T Aの活動については、学校業務に協力し、ともに行う活動と、P T Aが主体となって行う活動とが混在している状況であると認識している。P T Aが学校業務に協力する活動において、学級名簿等の個人情報、P T Aに対し学校長の判断により必要最小限の範囲で情報提供されており、適切に取り扱われているものと理解している。 例えば、指摘のあった登校班名簿等の作成などに活用する場合については、まさに児童の生命・身体の安全を確保するという重要な学校業務にかかわるものであり、学校は、その業務に応じた必要最小限の範囲で、協力者であるP T Aに対して情報を提供しているものである。 ② 毎年4月から口座引き落としの業務が開始されるため、今後も引き続き、新年度に向けて前年度中に運用できるように働きかけていきたいと考えている。 ③ P T A入会の意思確認の方法の在り方については、各学校それぞれの任意団体であるP T Aにおいて自主的に検討・判断していただくものと認識している。各学校では、保護者会等においてP T Aについて説明がなされ、その後各学校のP T Aが入会と判断した保護者に同意確認書を送付していると認識している。	学校教育課

令和8年3月議会 教育委員会関係質問事項（一般質問）

質問者	質問要旨	答弁要旨	担当課
三澤 寛人 議員	(2) P T A活動と公教育における責任範囲の整理について ① 他市の事例であるが、P T A会計を確認すると、学校教育に必要と考えられる物品や事務関連費が支出対象となっている例が見受けられる。本来、教育活動に必要な物品は、公費もしくは学校諸経費として措置されるものとするが、見解を伺う。 ② P T Aが学校施設外で会員向けのイベントを開催するのは、任意団体としての自由だと考える。一方でP T A活動の中には、卒業式のコサージュ配付など、学校行事に実質的に組み込まれている活動が存在する。学校行事において、児童・生徒間の扱いに差異が生じ、一部児童・生徒の精神的苦痛が予測される場合、学校としてどのような判断責任を負うと整理しているのか、見解を伺う。	(2) ① 教育活動に必要な経費については、公費及び必要最低限の学校諸経費にてまかなうべきであるとする。 ② 例示のあった卒業式については、まさに学校が主体となつて行う学校業務であり、一部P T Aから協力をいただいている。卒業式に関わらず、いかなる学校業務においても、児童生徒によって取り扱いが異なり、不利益を被ることが無いよう、教育活動を展開しており、今後も同様に指導していく。	学校教育課
松野 憲一郎 議員	3 公共施設の設備管理について (1) 高圧ケーブル性能劣化について ① 2024年に新潟地検や新潟地方法務局が入居する新潟地方法務総合庁舎で高圧ケーブルの不具合が原因と考えられる停電が発生した。また、2025年には新潟県立図書館でも同様の原因で停電が発生し、復旧に時間をかなり要した。さらに最近では、柏崎市で公共施設である中学校や市総合体育館などでも同様に高圧ケーブルの性能劣化が原因とされる停電が相次いでいるとマスコミ報道があった。今事案は、学校などの教育機関や体育施設など公共施設全般に関わる重要なことであることから、県内各地で起きている高圧ケーブル性能劣化に対する関係部局への周知状況について伺う。 ② メーカーが特定されているようであるが、本市の対応状況と管理状況について伺う。	3 (1) ① 市では、全国の公共建築物において、高圧ケーブルの劣化現象に起因すると思われる停電事故が相次いだことを受け、令和7年2月までに、全庁を対象に、注意喚起と高圧ケーブルの仕様調査を行った。 調査の結果、同様の事象が多く生じているとされる高圧ケーブルが、学校や福祉施設など11施設で使用されていることが判明した。 ② 11施設のうち、9施設は、既に当該メーカーの費用負担により、対策品への交換が完了しており、残る2施設も、交換に向けた調整を進めている。 今後も、施設の運営に影響を及ぼすことのないよう、引き続き適正な設備管理に努めていく。	財産マネジメント課 教育施設課

令和8年2月議会 教育委員会関係質問事項（文教福祉委員会）

質問者	質 問 要 旨	答 弁 要 旨	担当課
服部 耕一 委 員	1 小・中学校体育館のエアコン設置について ① 補正予算の検討業務委託や実施設計委託の内容について ② 今後の整備スケジュールについて	1 ① 検討業務委託では、整備する冷暖房設備の能力や空調方式の比較検討、断熱化や気密化に資する工事の比較検討、設備機器の納期等を踏まえた改修年次計画の作成などを行う。 また、実施設計委託については、工事発注に必要な設計図書の作成を行う。 ② 国の気密化工事の補助対象期間が令和11年度まで、冷暖房設備整備にかかる補助対象期間が令和15年度までとなっているため、それに合わせて整備を行う予定である。	教育施設課

令和8年3月議会 教育委員会関係質問事項（文教福祉委員会）

質問者	質問要旨	答 弁 要 旨	担当課
高橋 美里 委 員	1 大雪時の学校・保育園の対応及び課題について ① 大雪時の給食提供と対応 ア 今回の大雪により、学校給食の提供にはどのような影響があったのか。	1 ① ア 牛乳は、大雪に伴う交通渋滞で4校で提供できなかった日が1日あった。原則、食材搬入は当日納品だが、大雪時は前日納品の対応で、給食提供にほぼ影響はなかった。前日のうちに、大雪で共同調理場からの配送が難しいと判断した学校は、給食提供の中止を決め、保護者に家庭弁当を依頼した。一部地域で休校や、午前放下で給食提供がない日があったが、大きな支障や混乱はなかった。	学務課
	イ 給食の提供が難しい場合、学校ではどのような対応を取っているのか。	イ 大雪、給食調理機器の故障、停電等でも対応ができるよう、緊急対応用備蓄食品（温めなくても食べられるカレー）を給食の代替食として提供できる体制を整えており、各校に周知している。	保育課
	ウ 今回の大雪において、保育園での給食の提供に影響があったか。また、災害時の給食提供についてはどのように対応しているのか。	ウ 今回の大雪による給食への影響はなかった。 大雪や災害などにより一部の食材が届かない場合は献立の変更を行う。次に、全ての食材が届かない場合は、各園に保管している非常用のフリーズドライのみそ汁や缶詰、乾物等を使用した簡易献立で対応する。 また、当日の配達が困難であることがあらかじめ分かっており、なおかつ事業者が対応可能である場合は、食材を前日に納品してもらう。	
	③ 大雪時のスクールバス運行の状況 ア 今回の大雪でのスクールバス遅延はどの程度発生し、運行状況は学校や教育委員会でどのように把握したか。	③ ア 総合支援学校のスクールバスで、城岡から泉方面の1便が交通渋滞で40分程度遅延したのが最大である。日頃から緊急時や事故等の対応マニュアルを備えており、渋滞の場合は運転員または添乗員が学校へ電話報告し、その後、市へ情報共有している。	学務課

令和8年3月議会 教育委員会関係質問事項（文教福祉委員会）

質問者	質問要旨	答 弁 要 旨	担当課
高橋 美里 委 員	イ スクールバスの遅延や運休は、どのような内容がどのタイミングで配信されていたのか。	イ スクールバスの遅延状況やその日の変更などは、保護者と学校が情報共有をする配信アプリ_C4th Home&Schoolで連絡している。配信連絡のタイミングは、降雪等で事前に運休を決める場合は前日に、また、降雪の状況によっては、当日あるいは運行前の配信の場合もある。運行中の遅延は、その都度、運転手かバス添乗介助員が学校へ連絡し、学校から保護者へ配信アプリで、逐次、連絡している。	学務課
	ウ スクールバスの運行状況について何らかの形で情報共有を行うことも重要ではないか。	ウ 教育委員会としても、保護者への的確な情報共有が重要と認識している。現行の連絡体制を引き続き徹底し、運転員や添乗員から学校への速やかな状況連絡を行い、また、学校から保護者への配信アプリによる周知を確実に運用していく。	
	エ 保護者に情報共有する新たな方法など、今後どのように検討していくか。	エ 新たな情報共有手段は、新規設備の導入や運用の費用対効果、また、降雪の混雑時には、位置情報を把握できても到着時間が読めない等の課題があるため、今後も研究していく。	
	2 休校判断の体制 ① 今回の大雪では、休校や登校時間の変更などの対応がとられたと伺っているが、市内の公立学校ではどの程度の学校でこうした対応が行われ、その主な理由はどのようなものだったか。 ② 休校や登校時間の変更などの判断は、どのような体制で行われているのか、教育委員会の把握方法も含めて伺う。	2 ① 休校を行ったのは、小学校6校、中学校2校、高等総合支援学校1校の計9校である。 下校時刻を早め、集団や一斉下校の対応を行ったのは6校だった。 主な理由は、大雪によりスクールバスの運行が不能となったことや、公共交通機関が麻痺したことである。 ② 教育活動を行う上で児童・生徒の安全確保ができるかなどの、各学校の実情や各地域の降雪状況などの地域の実情が様々なため、総合的に校長が判断を行うことになっているが、校長が判断に迷った場合は市教委と十分相談して決定している。 把握方法は、学校からの報告により把握している。市教委が集約したものを県教委へ報告する体制となっている。	学校教育課

令和8年3月議会 教育委員会関係質問事項（文教福祉委員会）

質問者	質 問 要 旨	答 弁 要 旨	担当課
高橋 美里 委員	③ 公立保育園では休園や家庭保育の協力依頼について、どのように判断しているか。判断基準などがあるのか。	③ 休園の判断については、「施設の損壊や倒壊などにより、児童や職員の安全確保が担保できない場合」としており、こうした場合以外は、児童を受け入れることを基本としている。 自宅保育の協力については、交通事情、駐車場を含めた園内の積雪状況など、各園・各地域の状況に応じて園長の判断で依頼する。 現場の保育者たちは、増加傾向にある共働き世帯など、家庭での保育が困難な方々のセーフティネットとして機能するために、休園という事態が起こらないよう尽力している。 万が一、休園を実施する際についても、周辺地域の園での受け入れ調整などを行うこととしており、その際には事前に保育課と協議し、決定することとしている。	保育課
	④ 保護者への連絡のタイミングや大雪対応については、学校ごとの対応だけではなく、教育委員会として実情を把握し検証していくことも重要であると考えているかどうか。	④ 学校から休校や早下校の判断の報告を受けた際には、児童生徒の安全確保を把握した上での判断になっているかや、保護者への連絡の時期・内容など実情を把握し、適切であったかを検証している。校長が判断に迷った場合には、学校の適切な対応について相談を受け、児童生徒の安全確保に努めている。	学校教育課
服部 耕一 委員	1 学校給食無償化について ① 年度途中の食材費高騰等があった場合の保護者負担	1 ① 令和4年度から今年度まで連続して、国の物価高騰対策の交付金で補助を実施している。令和8年度は、基本的には、各学校が工夫して予算内で給食を作る。想定以上の食材費高騰時は、国の追加支援の状況などを見極め、これまでと同様、その都度検討する。	学務課
	② 令和9年度以降の学校給食無償化事業の継続について	② 義務教育の公平性からも、基本的には国が検討し、行うべきものと考えている。令和9年度以降の継続は、国費で給食費全額を負担するよう、市長会等を通じて国への要望を継続する。	

令和8年3月議会 教育委員会関係質問事項（文教福祉委員会）

質問者	質問要旨	答弁要旨	担当課
服部 耕一 委員	③ 令和9年度以降の保護者負担	③ 物価高騰や国の軽減措置を勘案しつつ、子どもたちの健やかな成長を支援するための安心安全で質の高い美味しい給食の提供を継続し続けるため、市と保護者の負担のあり方を検討し、判断していく。	学務課
	④ 令和9年度以降の中学校での学校給食無償化事業について 3 学用品などの負担軽減の取組について ① 小学校の学校給食費は無償化したが、現状では、ドリルなどの教材費は保護者の負担となっている。2025年6月25日の文科省通知「学校における補助教材及び学用品等に関わる保護者等の負担軽減について」によると、教材を学校備品化として整備するなどの事例を紹介し、教育委員会に学用品など保護者の負担軽減を行うことの検討を促す内容となっている。文科省の通知について、本市は承知しているかどうかと、この通知の受けとめについて伺う。	④ 義務教育の公平性からも、国が検討し、全国一律に行うべきものであるため、引き続き、国や県への要望に取り組む。 3 ① 文部科学省の通知については、市として承知している。通知では、保護者負担で購入していた教材を、学校の備品として公費で整備することにした事例などが紹介されており、子育て世帯の経済的負担の軽減という点では理解できる部分もある。 当市では現在、ドリルをはじめ、リコーダーや絵の具、書道セットといった物品については、児童生徒の所有とされるもの、また学校と家庭で反復して使用できるものなどとして、保護者負担としている。そしてこれらの物品は各学校で選定し、購入している。 通知の事例にあるような学用品などの負担軽減については、学校によって必要となる教材が異なることや、受益者負担の観点から、基本的には個人ごとに使うものを公費負担とすることへの市民の理解など、課題がある。また、学用品にかかる経費を一律に軽減した場合、経済的に支援を必要とする家庭と、十分な負担能力を有する家庭が同様の取扱いになる。真に支援が必要な家庭に、よりの確に支援が届く仕組みとして就学援助制度も運用していることから、これらの制度間の整合性も課題となる。引き続き、国の動向や先進事例などについて、慎重に研究していく必要があると考える。	教育総務課

令和8年3月議会 教育委員会関係質問事項（文教福祉委員会）

質問者	質問要旨	答 弁 要 旨	担当課
桑原 望 委 員	1 不登校への支援について ① 不登校児童・生徒が学校へ戻りたいと希望した際に、クラスを変更したり転校した事例があるか、クラス替えや転校に関する基本的な考え方について伺う。 ② 不登校を理由として学校の健康診断を受けていない児童・生徒がどの程度いるか。学校外で受ける場が必要と考えるが、市の考えを伺う。	1 ① クラス変更については、昨年度の不登校児童・生徒のクラス変更についての事例はあったが、今年度はない。 本人の安心感を最優先し、登校時間の調整や別室の活用等も合わせて検討しつつ、進級時にクラス変更を検討するなどニーズに合わせた柔軟な調整を行うことが重要だと考えている。 転校については、令和6年度から今年度まで、転居等を除き、様々な要因による不登校などで転校を希望し、実際に行った事例はある。 環境を大きく変えることで本人が新たな気持ちでリスタートを切り、社会的自立に資すると判断されることを最重要視する。まず、保護者が学校へよく相談した上で、教育委員会が本人・保護者と慎重かつ丁寧に面談を行い、就学する学校を決定する。転出入先の学校間での密な情報共有と途切れのない支援を行っている。 ② 不登校・不登校傾向が理由で定期健康診断を受けられない場合は、委嘱している学校医の診療所等で保護者の引率による健診を促しているが、保護者の協力が十分に得られないことや、学校医という普段行きなれない病院や診療所に行くことへの抵抗感がある児童生徒もいる。また、かかりつけの病院等で健康状態を診てもらう児童生徒もいるが、この場合は、法的な定期健康診断として認められないこともあり、定期健康診断として定められている項目を全く受けられていない児童生徒は、令和6年度で32名であった。 決められた日時に健康診断を受けられなかった児童生徒は、個々の状況に応じて期日を問わず、学校医の診療所等で内科検診、歯科健診を無償で受けられるよう、長岡市医師会、長岡歯科医師会に引き続き依頼をしていく。 学校という枠組みにとどまらず、「いつでもどこでも」健康診断が受けられるような柔軟な体制の構築に努めていく。	学校教育課

令和8年3月議会 教育委員会関係質問事項（文教福祉委員会）

質問者	質 問 要 旨	答 弁 要 旨	担当課
桑原 望 委 員	③ 学校や相談機関などどこともつながっていない不登校児童・生徒はどの程度いるか、それに対して現在どのような関わりを行っているか伺う。	③ 現在、市内には、小学生1名、中学生1名の合計2名いる。いずれも保護者とは面談し、自立に向けた具体的な手立てを相談するなど連携ができている。 背景や状況は多岐にわたり、本人自身が外部との接触を拒むケースが見受けられる。本人・保護者の意向を最優先に尊重しながら、保護者を通して対面による訪問支援員のアウトリーチの提案を行っている。また非対面支援として、例えば外出しなくても安心して心を通わせることができるオンラインによる支援環境整備等の実施に向けて準備を進めている。 より重層的で切れ目ない対策を講じ、誰一人取り残さず、社会的自立に向けて全力を挙げ取り組んでいく。	学校教育課
酒井 正春 委 員	1 誰一人取り残さない教育について ① 不登校児童生徒の居場所の利用状況 ② 不登校生徒の卒業後の進路	① 現時点では、フレンドリールームの登録者数は53人で、1日あたり10～15人程度の利用がある。ほっとルームの登録者数は82人で、1日あたり10～20人程度の利用がある。また、令和7年度の新規事業である中学校区内教育支援センター、通称「いこーれ」においては、市内に設置した4校に合わせて26人の通室がある。 ② 令和6年度、不登校生徒152人の卒業後の進路は、全日制・定時制・通信制の高等学校などに進学した生徒は144人、アルバイトを含む就職2人、病院への入院1人、家事手伝いなどの在家5人となっている。	学校教育課

令和8年3月議会 教育委員会関係質問事項（文教福祉委員会）

質問者	質問要旨	答 弁 要 旨	担当課
酒井 正春 委 員	③ 夜間中学という制度について伺う。	③ 平成28年12月の義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（「教育機会確保法」）の成立以降、学齢期に学校における就学機会が提供されず、その機会の提供を希望する方々のため、国は、全ての都道府県と指定都市にそれぞれ少なくとも1校の設置を目指し、設置促進に向けた取組を推進している。新潟県においては、新潟市に令和9年4月に開校することを承知している。	学校教育課
二ツ家 和樹 委 員	1 学校給食について ① 現在の給食費及び物価高騰に対する給食費への補助の状況 ② 質の確保及び給食に対する現場の対応、様々な意見・要望等	1 ① 令和7年度の平均給食単価は小学生が377円/食、中学生が444円/食である。これまでも年度途中での食材費値上がりで、従前の栄養バランスや量の保持に支障があるため、学校の給食会計に補助しており、令和4年度から今年度まで連続で、国の物価高騰対策の交付金で補助を実施し、今年度は小学校30円/食、中学校35円/食を補助している。 ② 栄養士は学校給食摂取基準に沿う栄養・カロリー・バランスの取れた給食をはじめ、地場産野菜を使った学校行事に合わせた献立や郷土食などを提供しており、多くの肯定的な感想を聞いている。地元生産者は児童・生徒と一緒に給食を食べ、直接、生産者へ感謝を伝え、生産者からは喜びの声を聞いている。保護者からは給食費が値上がりしても、質の良い美味しい給食を提供してほしいと要望があるほか、市政だよりの特集記事には、徹底した衛生管理で頑張っているとの感想を聞いている。	学務課

令和8年3月議会 教育委員会関係質問事項（文教福祉委員会）

質問者	質 問 要 旨	答 弁 要 旨	担当課
二ツ家 和樹 委 員	③ 給食の質の維持と地域との繋がり	③ 給食は、食材の選び方、栄養・カロリー・バランスなど食の知識を養っている。また、様々な食材やメニューを口にすることで、偏食や好き嫌いの克服にも貢献しているため、今後もバラエティ豊かな給食提供を維持する。また、地元農作物や郷土料理への理解を促進し、郷土愛を育むことに繋がっている。加えて、生産者と顔が見える関係は、感謝の気持ちの育成にも繋がり、地場産野菜の活用や食育を通じ、地域への愛着形成を担っている。	学務課
	④ 市としての学校給食の役割について	④ 給食は食事を提供するだけでなく、健やかな成長と豊かな学びを支える重要な教育活動である。栄養バランスの取れた食事で、健康に、そして意欲をもって学校生活を送れるように支えるほか、家庭状況に左右されない食の安心を保障する点は、学校給食の大きな役割である。また、食材、季節や郷土の食文化、食事のマナーなど食を学ぶ教育の場であり、配膳や協力作業を通して、社会性や感謝の気持ちを育てることにもつながる。加えて、地域の農産物の活用は、地域を知り、地元への関心や愛着を育む機会にもなっている。地元生産者の力と栄養士や調理員等の知恵や工夫等の現場力を結集させて学校給食の質を維持し、今まで以上に、地元食材を使用した、安心安全でおいしく、質の高い給食の提供の継続、地域への愛着・誇りを育むなどの食育に努めたい。	

教育に関する事務の点検及び評価方法について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条に基づき、長岡市教育委員会が実施する教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について、次のとおり実施するもの

1 評価の対象

令和 7 年度に教育委員会が実施した事務

2 点検・評価の項目

- (1) 教育委員会会議の開催及び審議状況
- (2) 長岡市教育振興基本計画（令和 3 年 3 月改定）の施策の内容についての点検評価（当該年度の具体的な取組及び成果、今後の方向性等）

3 点検・評価のスケジュール（案）

- ・ 4 月 令和 7 年度の事務について自己点検・評価
- ・ 6 月 2 日 教育委員会協議会
- ・ 6 月下旬 評価報告書の送付（事務評価委員）
- ・ 7 月上旬 事務評価委員会
- ・ 7 月中旬 事務評価委員が各自の意見を提出
- ・ 8 月上旬 事務評価委員長が委員会の意見を取りまとめて提出
- ・ 8 月 18 日 教育委員会定例会で報告書を決定（議決）
- ・ 9 月 市議会に報告、公表

4 学識経験者の知見の活用

- (1) 学識経験者 3 名で構成する長岡市教育委員会事務評価委員会を開催する。
山田 修 氏 （元中学校長・元教員サポート錬成塾塾長）
大久保 真紀 氏 （インターネットアドバイザー・元教育委員）
武石 枝利子 氏 （寺子屋キッズ 代表）
- (2) 教育委員の意見を反映させた自己点検の報告書に対し、事務評価委員会で議論。同委員会における意見を報告書に付し、最終報告書とする。

5 市議会への報告、公表について

- (1) 市議会 9 月定例会（文教福祉委員協議会）に報告事項として提出する。
- (2) 会議録及び報告書については、ホームページで公開する。

6 その他

次期長岡市教育振興基本計画の策定（令和 8 年度から令和 12 年度）に伴い、令和 9 年度からの事務評価書の構成（令和 8 年度分の事務評価）についての見直しを予定

学校管理業務の民間委託について

1 学校管理員の現状と課題

- (1) 現状 退職者不補充に伴う会計年度任用職員の増加
- (2) 課題 正規職員の減少による高齢化、及び必要とする人材の確保

2 学校管理員の体制整備におけるこれまでの経緯

限られた人材を有効活用し、今後も持続可能な学校管理体制を構築するため、令和2年度以降、段階的に体制整備を行ってきた。また、令和5年度からは、1校で学校管理業務の民間委託の試行を行い、民間の力の活用を含めた今後のあり方を検討し、令和7年度から本格実施へ移行した。

【経過】

- (1) 令和2年度 1校1人配置の推進、グループ化、職長の配置
- (2) 令和3年度～ 2人配置校の段階的縮小
- (3) 令和5年度～ ①1校1人配置の完全実施
②神田小学校での民間委託試行開始
- (4) 令和7年度～ 神田小学校において民間委託を本格実施へ移行
→移行後の実施状況について別紙アンケートのとおり

3 令和8年度以降の予定

学校管理員の欠員状況等を考慮しながら、段階的に管理業務を民間事業者へ委託する。大規模校については、学校規模や業務量の観点から民間委託にて管理業務が適切に実施できるかの検証を行う必要があるため、令和8年度から黒条小学校にて試行を行う（試行の開始は8月から2年間を予定）。

【今後の予定】

- ・令和7年度 試行を行った神田小学校1校を本格実施に移行
- ・令和8年度 中島小学校、新組小学校を新たに民間委託化（8月から）
黒条小学校で試行開始（8月から）
- ・令和9年度～ 学校状況を鑑みながら委託化を進める。

R 7 学校管理業務（神田小）委託 アンケート結果（概要）

実施の概要

【目 的】 本格実施後の管理委託状況について確認したもの
 【対 象】 神田小学校に在籍する教職員(回答者 9 名)
 【時 期】 令和 8 年 3 月 【方 法】 Logoフォーム

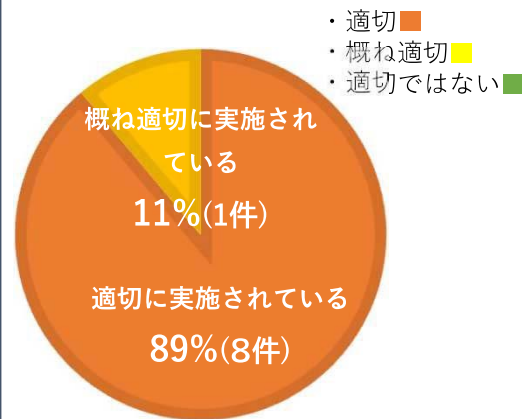
集計結果の概要

○ 本格実施後も安定的に運営できている。

アンケートの結果、神田小学校の現在の管理委託状況は、肯定的な評価であった。
 懸念事項であった大雪時の除雪対応について、適切に行われたとの評価であった。

集計結果（個別）

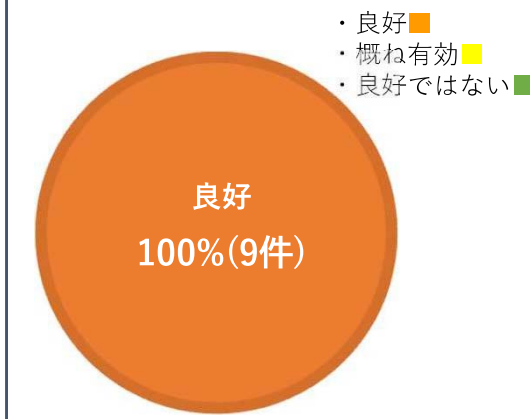
Q 1. 管理員業務は適切に実施されていると思いますか。



Q 2. 降雪時期の除雪は適切に行われていましたか。



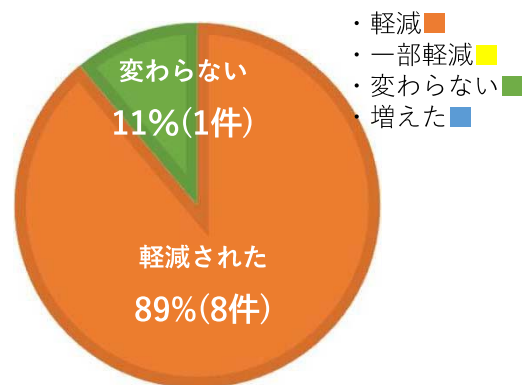
Q 3. 管理員と教職員のチームワークは良好ですか。



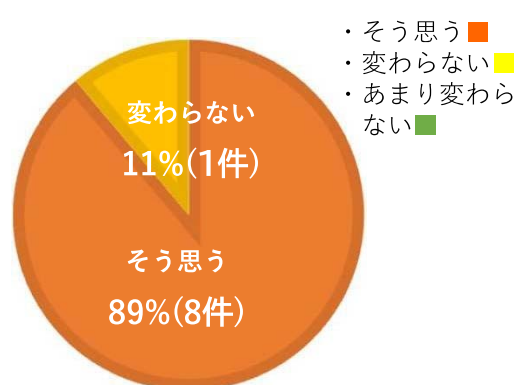
Q 4. 試行期間と比べて管理業務は安定してきましたか。



Q 5. 教職員の業務負担はどう変化しましたか。



Q 6. 本格実施により授業や児童対応に集中しやすくなりましたか。



Q 7. 今後も今の形で委託業務を継続することについてどう思いますか。



Q 8. 自由意見

・ 依頼した業務を丁寧に遂行していただいている。
 ・ 校舎内外をとて丁寧に修繕して頂き、快適に過ごすことが出来ている。
 今シーズンは雪が多く、児童が安全に登下校できるようにたくさん除雪をして頂き、とてもありがたかった。
 ・ きめ細やかな対応をしていただき助かった。

長岡市立学校遠距離通学児童生徒通学支援及び通学費補助金の交付等に関する要綱の一部改正について

本要綱の改正は、市長の補助執行として行い、長岡市として公表するため報告事項とする。

1 改正理由

東谷小学校学校再編準備によるスクールバス運行対象地域の拡大及び気象状況等による生徒の登下校の安全確保をするためスクールバス運行の距離基準を見直すことに伴い要綱を一部改正するもの

2 改正内容

- (1) 東谷小学校の児童に対しスクールバスを運行する。
- (2) スクールバス運行の距離基準を、生徒の住居から通学する学校までの片道の通学距離が 6.0 キロメートル以上の区域から、概ね 3.0 キロメートル以上の区域に見直す。
- (3) 中学生の運行区域等は小学生同様、行政区名で表示する。

3 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日

長岡市立学校遠距離通学児童生徒通学支援及び通学費補助金の交付等に関する要綱（昭和59年長岡市告示第75号）の一部を次のように改正する。

改正後				改正前			
別表第 1 （第 2 条関係）				別表第 1 （第 2 条関係）			
市立学 校が存 する地 域	区分	運行区域等	対象と なる児 童生徒 等	市立学 校が存 する地 域	区分	運行区域等	対象と なる児 童生徒 等
(略)				(略)			
栃尾地 域	小学生	大倉、北荷 頃、一之貝 、軽井沢、 比礼、本津 川、田之口 、西野俣、 中、木山沢 、森上、半 蔵金、田代 、西中野俣 、新山、繁 窪、 <u>栃尾宮 沢、栃尾泉 、大川戸、 菅畑、赤谷 、小向、栃 堀</u> 、下来伝 、上来伝、 松尾、栗山 沢、寒沢、 吹谷、小貫	全学年	栃尾地 域	小学生	大倉、北荷 頃、一之貝 、軽井沢、 比礼、本津 川、田之口 、西野俣、 中、木山沢 、森上、半 蔵金、田代 、西中野俣 、新山、繁 窪_____	全学年

		、土ヶ谷、 栃倉、鴉ヶ 島、水沢、 滝之口、入 塩川、本所 、栃尾島田 、山葵谷、 葎谷、平中 野俣、九川 、塩中、梅 野俣、塩新 町、天平、 沖布、大野 原、陶山、 上檜出、下 檜出、二ツ 郷屋、山口 、熊袋、二 日町、下塩 、人面、文 納、山屋				、土ヶ谷、 栃倉、鴉ヶ 島、水沢、 滝之口、入 塩川、本所 、栃尾島田 、山葵谷、 葎谷、平中 野俣、九川 、塩中、梅 野俣、塩新 町、天平、 沖布、大野 原、陶山、 上檜出、下 檜出、二ツ 郷屋、山口 、熊袋、二 日町、下塩 、人面、文 納、山屋		
	中学生	大倉、北荷 頃、一之貝 、軽井沢、 比礼、本津 川、田之口 、西野俣、 中、木山沢 、森上、半 蔵金、田代 、西中野俣 、新山、繁 窪、大川戸 、菅畑、赤 谷、小向、 栃堀、下来 伝、上来伝 、松尾、栗 山沢、寒沢	全学年		中学生	生徒の住居 から通学す る学校まで の片道の通 学距離が6. 0キロメー トル以上の 区域	全学年	

[illegible]

附 則
この要綱は、令和８年４月１日から施行する。

長岡市立小学校児童冬期通学費補助金交付要綱の一部改正について

本要綱の改正は、市長の補助執行として行い、長岡市として公表するため報告事項とする。

1 改正理由

冬期通学費補助金は、これまで児童が冬期間の通学の安全を確保するために利用する交通機関に係る通学費の一部を補助することにより、保護者の経済的負担の軽減を図ってきた。令和8年度からは補助対象を生徒まで拡充し、児童生徒の冬期通学の安全確保と保護者の軽減負担を図るため、要綱を一部改正するもの

2 改正内容

(1) 要綱名称

「長岡市立小学校児童冬期通学費補助金交付要綱」を「長岡市立学校冬期通学費補助金交付要綱」に変更する。

(2) 補助要件

対象者に「生徒」を追加する。

3 施行期日

令和8年4月1日

長岡市立小学校児童冬期通学費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

長岡市立小学校児童冬期通学費補助金交付要綱（平成3年長岡市告示第89号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）及び当該改正前部分に対応する同表の改正後の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）について、改正前部分及び改正後部分に字句が記されている場合は改正前部分に記された字句を改正後部分に記された字句に改め、削るものとする。

改正後	改正前
<u>長岡市立学校冬期通学費補助金交付要綱</u> （趣旨） 第1条 本市は、<u>市立学校（特別支援学校を除く。）の児童及び生徒（以下「児童等」という。）</u>が冬期間の通学の安全を確保するために利用する交通機関に係る通学費の一部を補助することにより、保護者の経済的負担の軽減を図るものとし、その交付に関しては、長岡市補助金等交付規則（昭和36年長岡市規則第6号）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。 （補助対象） 第2条 補助金の交付対象となる者は、次の各号に規定する要件のすべてを満たすものとする。 （1） 通学する<u>児童等</u>が、その通学する学校の通学区域内に住所を有すること。 （2） （略） （3） 学校長の承認を得て、該当区域内の<u>児童等</u>がタクシー等の代替交通機関により通学していること。 2 （略） （補助金の額） 第3条 補助金の額は、12月初めから3月末までの間に実施する<u>児童等</u>の通学のために係る経費の2分の1以内の額と	<u>長岡市立小学校児童冬期通学費補助金交付要綱</u> （趣旨） 第1条 本市は、<u>児童</u> <u> </u>が冬期間の通学の安全を確保するために利用する交通機関に係る通学費の一部を補助することにより、保護者の経済的負担の軽減を図るものとし、その交付に関しては、長岡市補助金等交付規則（昭和36年長岡市規則第6号）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。 （補助対象） 第2条 補助金の交付対象となる者は、次の各号に規定する要件のすべてを満たすものとする。 （1） 通学する<u>児童</u>が、その通学する学校の通学区域内に住所を有すること。 （2） （略） （3） 学校長の承認を得て、該当区域内の<u>児童</u>がタクシー等の代替交通機関により通学していること。 2 （略） （補助金の額） 第3条 補助金の額は、12月初めから3月末までの間に実施する<u>児童</u>の通学のために係る経費の2分の1以内の額と

し、市長が毎年度予算の範囲内において定める。	し、市長が毎年度予算の範囲内において定める。
------------------------	------------------------

附 則

この要綱は、令和８年４月１日から施行する。

長岡市学校給食弁当代替者補助金交付要綱制定について

本要綱の制定は、市長の補助執行として行い、長岡市として公表するため報告事項とする。

1 制定理由

食物アレルギー、疾患等、その他のやむを得ない理由により家庭弁当を持参している児童、および長期的に給食を欠食をしている準要保護児童の保護者に対し、経済的負担軽減を通じた子育て支援を図るため、予算の範囲内で長岡市学校給食弁当代替者補助金を交付することについて、必要な事項を定めるもの

2 施行期日

令和8年4月1日

長岡市学校給食弁当代替者等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、経済的負担の軽減による子育て支援を目的に、市立小学校において給食の提供を受けない児童に係る弁当の食材費、昼食代その他の費用に対して、当該児童の保護者に長岡市学校給食弁当代替者等補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、長岡市補助金等交付規則（昭和36年長岡市規則第6号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市立小学校 長岡市立学校設置条例（昭和39年長岡市条例第16号）別表第1に規定する小学校及び長岡市立特別支援学校条例（平成4年長岡市条例第13号）第2条に規定する長岡総合支援学校の小学部をいう。
- (2) 保護者 児童を監護し、かつ、その生活を維持する者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、市立小学校に在籍する児童であって、当該市立小学校の学校給食において継続して給食の提供を受けないものの保護者であって、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 食物アレルギー、疾患、宗教上の配慮その他やむを得ない理由により給食の提供を受けないため、弁当を持参する児童の保護者
- (2) 就学援助制度において準用保護世帯の認定を受けている世帯に属する児童の保護者

(補助金の交付対象)

第4条 補助金は、学校給食が提供される各月（8月を除く。）について、その月の全ての日において当該児童が給食の提供を受けず、又は受ける見込みがない場合に、当該児童の保護者である補助対象者に対し当該月（以下「補助対象月」という。）の分の補助金を交付する。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、市立小学校の給食費の平均月額に相当する額として別に市長が定める額に、当該補助対象者に係る当該年度における補助対象月の総数を乗じて得た額とする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、補助金交付申請書兼実績報告書に診断書その他第3条各号に該当することを明らかにする書類等を添付して、市長に補助金の交付を申請しなければならない。

(交付決定及び交付額の確定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金交付決定通知書兼交付額の確定通知書により、当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付の決定に当たり給食の提供の実績等の確認をするため、補助対象者の児童が在籍する市立小学校の学校長に対し、当該事項について報告を求めることができる。

(交付決定の取消し等)

第8条 市長は、補助金の交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 前号に掲げるときのほか、この要綱の規定に違反したとき。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

長岡市産後ケア事業実施要綱の一部改正について

本要綱の改正は、市長の補助執行として行い、長岡市として公表するため報告事項とする。

1 改正理由

従来実施していた宿泊型に加え、日帰り型、訪問型を実施するため、実施要綱の一部を改正するもの

2 改正内容

事業内容に「日帰り型」と「訪問型」を加える。それに伴い、実施内容、利用期間にこれらの事業内容を追加し、対象者及び費用の負担の文言を運用状況に合わせて改める。

また、第1号様式及び第2号様式の各欄を運用状況に合わせて改める。

3 施行期日

令和8年4月1日

長岡市産後ケア事業実施要綱の一部を改正する要綱

長岡市産後ケア事業実施要綱（令和２年長岡市告示第325号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）及び当該改正前部分に対応する同表の改正後の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）について、改正前部分及び改正後部分に字句が記されている場合は改正前部分に記された字句を改正後部分に記された字句に改め、改正前部分に字句が記されず、改正後部分に字句が記されている場合は当該改正後部分に記された字句を当該記載の箇所に加え、改正前部分に字句が記され、改正後部分に字句が記されていない場合は当該改正前部分に記された字句を削るものとする。

改正後	改正前
(対象者) 第2条 事業の対象者は、市内に住所を有する、出産をした医療機関から退院し、かつ、<u>出産後6か月未満の産婦及びその乳児</u>で、退院後、次の各号のいずれかに該当するものとする。<u>ただし、感染性疾患にり患し、医療行為の必要な産婦及びその乳児は除くものとする。</u> (1)～(4) (略) (事業の内容) 第3条 事業の内容は、<u>次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。</u> (1) <u>宿泊型 前条に定める事業の対象者（以下「利用者」という。）を宿泊させ、支援を実施する事業</u> (2) <u>日帰り型 利用者を日帰りで施設利用させ、支援を実施する事業</u> (3) <u>訪問型 利用者の居宅に助産師等が赴き、支援を実施する事業</u> 2 前項に規定する<u>事業の実施内容</u>は、次に掲げるものとする。 (1) (略) (2) <u>乳房管理（乳房ケアを含む。）</u> (3) <u>授乳等の育児指導及び育児相談</u> (4) <u>沐浴又は沐浴指導</u>	(対象者) 第2条 事業の対象者は、市内に住所を有する、出産をした医療機関から退院し、かつ、<u>出産後おおむね1か月未満である産婦</u>で、退院後、次の各号のいずれかに該当するものとする。 _____ _____ (1)～(4) (略) (事業の内容) 第3条 事業 _____は、<u>宿泊型とし、対象者が市長が指定する医療機関に宿泊して、次に掲げる指導を受ける事業とする。</u> _____ _____ _____ _____ _____ 2 前項に規定する _____実施内容は、次に掲げるものとする。 (1) (略) (2) <u>乳房管理に関する指導</u> _____ (3) <u>授乳等の育児指導</u> _____ (4) <u>沐浴の指導</u> _____

(5) (略) (利用期間) 第4条 <u>利用者が事業を利用できる期間</u>は、<u>宿泊型にあっては通算して7日以内、日帰り型及び訪問型にあっては各2回以内とする。</u> _____ _____ _____ 2 市長は、産婦又は乳児の状況により引き続き事業の利用が必要であると認めるときは、<u>宿泊型、日帰り型及び訪問型の利用期間を必要最小限の範囲内で延長又は追加することができる。</u> (費用の負担) 第8条 <u>利用者は、</u> _____事業に要した費用のうち、市長が別に定める額を超える部分の<u>額を事業において利用した事業者等に支払うものとする。</u>ただし、利用者が次に掲げる者に該当するときは、当該費用の負担を要しないものとする。 (1)～(3) (略)	(5) (略) (実施期間) 第4条 _____事業を<u>実施する</u>期間は、<u>7日以内の市長が定める期間</u> _____ _____とする。ただし、市長が必要と認めたときは、<u>通算して7日以内の範囲内で、期間を延長し、又は追加することができる。</u> 2 市長は、産婦又は乳児の状況により引き続き事業の利用が必要であると認めるときは、<u>必要最小限の範囲内で通算して7日を超えて利用期間を延長し、</u>又は追加することができる。 (費用の負担) 第8条 <u>事業を利用した者(以下「利用者」という。)</u>は、<u>事業に要した費用のうち、市長が別に定める額を超える部分の費用を事業を受けた医療機関</u> _____に支払うものとする。ただし、利用者が次に掲げる者に該当するときは、当該費用の負担を要しないものとする。 (1)～(3) (略)
---	--

別記第1号様式及び別記第2号様式を次のように改める。

長岡市産後ケア事業利用申請書

年 月 日

長岡市長 様

申請者（利用者）

住 所 長岡市

氏 名

生年月日

電 話

産後ケア事業を利用したいので、次のとおり申請します。

申請の種類	1 新規 2 再申請（既利用日数 日）		母子健康手帳交付番号
子の氏名		子の生年月日 （予定日）	年 月 日
出産（予定）施設名			
退院（予定）年月日	年 月 日		
利用希望種別	☐ 宿泊型 利用（予定）期間： 年 月 日～ 年 月 日（日間） 利用希望施設： ☐ 日帰り型（回） 利用希望施設： ☐ 訪問型（回）		
延長（予定）期間			
希望する内容 1 産婦の母体管理及び生活面での指導 2 乳房管理（乳房ケアを含む） 3 授乳等の育児指導及び育児相談 4 沐浴又は沐浴指導 5 その他必要とする保健指導 [具体的な内容]			
＜同意書＞私は長岡市産後ケア事業の利用にあたり、次の事項について同意します。 <u>※同意する場合、☑をつけてください。</u> ☐ 市が産後ケアを実施する事業者へ、産後ケア事業の実施に必要な範囲で利用者及び乳児の情報を提供すること。 ☐ 産後ケアを実施した事業者が、市へ産後ケアの実施状況を報告すること。			

承認
不承認

長岡市産後ケア事業利用

通知書

年 月 日

様

長岡市長

1 承認します。

利用種別	利用日数・回数	利用期間・利用日	産後ケア利用医療機関等
(１) 宿泊型	日間		
(２) 日帰り型	回		
(３) 訪問型	回		

2 承認しません。

(理由)

※利用の変更（中止）は、利用予定日の前日午後５時までに産後ケア事業実施施設又は訪問助産師へ必ずご連絡ください。これを過ぎての利用日の変更（中止）は、キャンセル料が発生する場合があります。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
(適用区分)
- 2 この要綱の施行の際現にあるこの要綱による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この要綱の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

長岡市定期予防接種費用助成金交付要綱の全部改正について

本要綱の改正は、市長の補助執行として行い、長岡市として公表するため報告事項とする。

1 改正理由

予防接種法の改正により、令和8年4月1日からRSウイルスワクチンが定期接種の対象となることに伴い、所要の改正を行うため、全部を改正するもの

2 施行期日

令和8年4月1日

長岡市定期予防接種費用助成金交付要綱

長岡市定期予防接種費用助成金交付要綱（平成26年長岡市告示第109号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この要綱は、予防接種法（昭和23年法律第68号。以下「法」という。）で定める予防接種を新潟県以外の都道府県（以下「県外」という。）で受けることとなった者に対し当該予防接種に係る費用の助成（以下「助成」という。）を行うことにより、予防接種の円滑な推進を図り、もって公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

（助成対象となる予防接種）

第2条 助成の対象となる予防接種は、法第2条第2項に定めるA類疾病に係る定期の予防接種（以下「定期予防接種」という。）とする。

（助成対象者）

第3条 助成の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、県外に所在する医療機関等で定期予防接種を受ける者であって、次の各号の全てに該当するもの（その者が16歳未満であるときは、その保護者）とする。ただし、市長が特に認めるときは、これ以外の者を助成対象者とすることができる。

(1) 本市の住民基本台帳に記録されている者

(2) 出産に伴う帰省その他市長が認める理由により、長期間、県外に滞在する者

（助成金の額）

第4条 助成金（以下「助成金」という。）の額は、助成対象者が定期予防接種について医療機関に支払った額に相当する額とし、本市における定期予防接種の委託料の額として市長が別に定める額を上限とする。

（実施依頼書の交付申請）

第5条 助成金の交付を受けようとする者は、原則として、あらかじめ市長に対し予防接種実施依頼書（市長が予防接種の実施を対象者が滞在する市町村（特別区を含む。）の長又は予防接種を実施する医療機関（以下「市町村長等」という。）に対して依頼する書面をいう。）の交付を申請するものとする。

2 市長は、前項の規定による申請が適当であると認めたときは、当該申請をした助成対象者に予防接種実施依頼書を交付するものとする。

（実施の方法）

第6条 予防接種実施依頼書の交付を受けた助成対象者は、当該予防接種の実施に当たっては、当該予防接種実施依頼書を滞在先の市町村長等に提出するとともに、定期予防接種に要した費用を医療機関に支払わなければならない。

（助成金の交付申請）

第7条 助成金の交付を受けようとする助成対象者は、予防接種の実施の日から6月以内に、当該予防接種に係る予診票の写し及び前条に規定する費用を支払ったことを証する書類を添付して、市長に助成金の交付の申請をしなければならない。

（助成金の交付の決定等）

第8条 市長は、前条の申請が適当であると認めるときは、当該申請に係る助成金の交付

を決定するとともに、当該助成対象者に助成金を支払うものとする。

- 2 市長は、接種費用の助成をしない決定をしたときは、理由を付して当該申請者に対して通知するものとする。

(助成金の返還)

第9条 虚偽その他不正な方法により前条の助成金の交付を受けたことが明らかとなった場合は、当該助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

長岡市不育治療費助成事業実施要綱の制定について

本要綱の制定は、市長の補助執行として行い、長岡市として公表するため報告事項とする。

1 制定理由

令和 8 年度から「不育治療費助成事業」を実施することに関して、必要な事項を定めるもの

2 不育治療費助成事業の目的

既に開始してる不妊治療費助成と一体的に実施し、経済的負担の軽減とより必要な治療を継続できる体制、精神的な支援の強化を目的に不育治療費の助成を行う。

3 主な制定事項

・助成対象者

不育治療を受けた日及び助成の申請時において、長岡市に住民登録があり、医療保険各法における被保険者、組合員または被扶養者であること、かつ、市税を滞納していないこと

・助成対象治療

保険診療で受けた不育治療

・助成金の額

助成対象経費の額に相当する額とし、各年度において 10 万円を上限

・助成の申請方法 等

4 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日

長岡市不育治療費助成事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、不育治療を受ける夫婦等の経済的及び精神的負担の軽減を図るため、不育治療費に要する経費の一部に対して、予算の範囲内で長岡市不育治療費助成金（以下「助成金」という。）を支給することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 医療保険各法 次に掲げる法律をいう。

ア 健康保険法（大正11年法律第70号）

イ 船員保険法（昭和14年法律第73号）

ウ 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）

エ 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）

オ 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）

カ 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）

(2) 自己負担額 医療保険各法に定める療養の給付を受ける際に支払うこととされている一部負担金の額（高額療養費の支給その他一部負担金の軽減を図る医療保険各法の給付がある場合は、その額を控除した額）をいう。

(助成対象者)

第3条 助成金の支給の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、次の各号の全てに該当する者とする。

(1) 助成金の交付の申請の日（以下「申請日」という。）において本市に住所を有している者

(2) 不育治療を受けた日（以下「受療日」という。）において本市に住所を有している者

(3) 申請日及び受療日において婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情（以下「事実婚」という。）にある場合を含む。以下同じ。）をしている者

(4) 申請日において医療保険各法の規定による被保険者又はその被扶養者である者

(5) 申請日において、その者及びその者と申請日において婚姻をしている者が市税等の滞納がないこと。

(助成対象治療)

第4条 助成金の支給の対象となる治療（以下「助成対象治療」という。）は、助成対象者が受けた不育治療であって、医療保険各法に規定する保険給付の対象となるものとする。

(助成対象経費)

第5条 助成金の支給対象となる費用（以下「助成対象経費」という。）は、助成金の支給を申請する年度（以下「申請年度」という。）において受けた助成対象治療に係る自己負担額とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる費用は、助成対象経費としない。

- (1) 長岡市妊産婦の医療費助成事業において助成の対象となった不育症治療に係る費用
- (2) 入院費、食事料、文書料その他当該対象治療と関係しない費用
- (3) 処方箋によらない医薬品等の費用
- (4) 本市の転入前に治療を要した医療費
- (5) 過去において助成対象経費に算定した費用

3 当該助成対象治療について、本市の本要綱以外の助成等又は国若しくは他の地方公共団体から助成等を受けることができる場合、当該助成等の額は、補助対象経費の額から控除するものとする。

(助成金の額)

第6条 助成金の額は、助成対象経費の額に相当する額とし、各年度において10万円を上限とする。

(助成金の申請)

第7条 助成金の支給を受けようとする助成対象者は、長岡市不育治療費助成金申請書兼請求書（別記第1号様式）に次の各号の書類を添付して、市長に申請しなければならない。

- (1) 長岡市不育治療費助成事業受診等証明書（別記第2号様式）
- (2) 不育治療を受けた医療機関等が発行する領収書及び診療明細書
- (3) 両人の戸籍の全部事項証明書又は戸籍謄本（事実婚の場合に限る。）
- (4) 事実婚関係に関する申立書（別記第3号様式）（事実婚の場合に限る。）
- (5) 助成金を支給する口座番号が分かる書類
- (6) 前各号に定める書類のほか、市長が必要と認める書類

2 助成金の支給の申請は、各年度において1回限りとする。

(支給の決定)

第8条 市長は、前条の申請があったときは、速やかに審査を行い、長岡市不育治療費助成金支給決定通知書（別記第4号様式）又は長岡市不育治療費助成金不支給決定通知書（別記第5号様式）により、当該申請者にその結果を通知するものとする。

(支給決定の取消し等)

第9条 市長は、偽りその他不正な手段により支給の決定を受けた者があった場合又は助成対象者の要件を満たさないことが判明した者があった場合は、当該支給決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 前項の場合において、当該取消しに係る部分に対する助成金が既に支給されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、その他必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する



長岡市不育治療費助成金支給申請書兼請求書

年 月 日

(宛先) 長 岡 市 長 様

次のとおり長岡市不育治療費助成金の支給を受けたいので、関係書類を添えて申請します。
※太枠内をご記入ください

申請者	氏 名					生年月日	年 月 日				
	住 所	〒 昼間の連絡先電話番号 ()									
配偶者	氏 名					生年月日	年 月 日				
	住 所	※ 申請者と異なる場合のみ記入									
振込先	金融機関名	銀行、信金、農協 信組、労金				本店・営業部 支店・出張所					
	金融機関コード (数字4ケタ)					※ゆうちょ銀行は記載不要	店番号 (数字3ケタ)				※ゆうちょ銀行は記載不要
	預金種別	普通 当 座		口座番号							
	フリガナ										
	口座名義人 (申請者名義)										

※原則申請者の口座になります。申請者以外の口座の場合、委任状が必要です。

添付書類

- 1 長岡市不育治療費助成事業受診等証明書（第2号様式）
- 2 医療機関、調剤薬局が発行した領収書及び診療明細書 ※原本（後日返却します。）
- 3 事実婚の場合は、事実婚関係に関する申立書（第3号様式）、両人の戸籍の全部事項証明書又は戸籍謄本
- 4 高額療養費や付加給付等がある場合は、その金額が確認できる書類の写し、限度額適用認定証等
- 5 振込先口座の写し

同意書（自署）

助成を受けるにあたり必要があるときは、長岡市が住民記録等の公簿等の確認を行うことや医療機関等に確認することに同意します。

(申請者)	(配偶者)
氏名	氏名

----- 以下長岡市記入欄 -----

上記の申請について、以下のとおり決定よろしいでしょうか。

所 長	副 所 長	係 長	係	起 案	・	・
				決 裁	・	・

受付

助成する ・ 助成しない

交付決定額	円
-------	---

支 出 命 令 番 号									
						-			

長岡市不育治療費助成事業受診等証明書

受診者氏名			生年月日	年 月 日				
医療機関証明書欄								
今回の 治療期間	年 月 日 ～ 年 月 日							
治療方法	治療方法の該当箇所の□に「✓」印を記入してください。 ☐ 検査 ☐ 免疫異常 ☐ 内分泌異常 ☐ 夫婦染色体異常 ☐ 子宮異常 ☐ その他 []							
治療内容	治療内容を記入してください。 []							
院外処方	☐ 有 ☐ 無	限度額適用認定証の使用した月 （該当月に○をつけてください）	1	2	3	4	5	6
			7	8	9	10	11	12
検査・治療に要した費用（保険適用額の自己負担分） 自己負担額 円 上記のとおり証明します。 年 月 日 所在地 医療機関 名 称 主治医氏名 ⑩ （宛先）長岡市長								
調剤薬局証明書欄								
投薬した期間	年 月 日 ～ 年 月 日							
投薬に要した費用（保険適用額の自己負担分 ※薬剤費、調剤費を含む） 自己負担額 円 上記のとおり証明します。 年 月 日 調剤薬局 所在地 名 称 氏 名 ⑩ （宛先）長岡市長								

注1 当該受診者に関して行った不育治療に係るもののみ記入してください。

- 2 助成対象の治療費は、不育治療等に要した「長岡市妊産婦の医療費助成制度」対象前月までの保険適用の検査及び治療費です。「長岡市妊産婦の医療費助成制度」の対象月以後の不育治療費に関しては、助成の対象となりません。
- 3 入院費、食料、文書料、その他当該対象治療と関係しない費用、処方箋によらない医薬品等の費用は助成の対象となりません。

事実婚関係に関する申立書

（宛先）長岡市長様

年 月 日

住 所
氏 名

住 所
氏 名

- 1 私たちは、事実婚関係にあります。
別世帯になっている場合、その理由

[]

年 月 日

長岡市不育治療費助成金支給決定通知書

様

長岡市長

年 月 日付けで申請がありました、長岡市不育治療費助成事業実施要綱による不育治療費助成金については、審査の結果、次のとおり支給することに決定したので通知します。

助成金額 円

年 月 日

長岡市不育治療費助成金不支給決定通知書

様

長 岡 市 長

年 月 日付けで申請がありました、長岡市不育治療費助成事業実施要綱による不育治療費助成金については、審査の結果、次の理由により支給しないことに決定しましたので通知します。

不 支 給 の 理 由

長岡市新生児聴覚検査費用助成事業実施要綱の制定について

本要綱の制定は、市長の補助執行として行い、長岡市として公表するため報告事項とする。

1 制定理由

令和 8 年度から「新生児聴覚検査費用助成事業」を実施することに関して、必要な事項を定めるもの

2 新生児聴覚検査費用助成事業の概要

新生児の聴覚障害を早期発見し、早い段階で適切な措置を講じることを目的に、聴覚検査を行う新生児の保護者に対し、助成金を支給する。

※新生児聴覚検査：概ね生後 3 日以内に産科医療機関でおこなう。

生後 1 か月までにスクリーニング、3 か月までに難聴の診断、6 か月までに補聴器使用などの療育の開始が提唱されている。

3 主な制定事項

・助成対象者

検査実施日において本市に住所を有する新生児の保護者又は本市に住所を有する産婦が出産した新生児の保護者

・助成金の額

新生児 1 人につき 1 回（初回検査のみ）、上限 5,000 円

・助成の申請方法 等

4 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日

長岡市新生児聴覚検査費用助成事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新生児の聴覚障害を早期発見し、早い段階で適切な措置を講じることを目的に、聴覚検査を行う新生児の保護者に対し、長岡市新生児聴覚検査費用助成金（以下「助成金」という。）を支給することについて、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象者)

第2条 助成金の支給の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、次のいずれかの新生児の保護者とする。ただし、市長が特に認める場合は、これ以外の者を助成対象者とすることができる。

- (1) 対象聴覚検査の実施日において本市に住所を有する新生児
- (2) 対象聴覚検査の実施日において本市に住所を有する産婦が出産した新生児

(助成対象検査)

第3条 助成金の支給の対象となる聴覚検査（以下「対象聴覚検査」という。）は、新生児期の入院中又は外来において、本市が新生児に係る聴覚検査を委託した医療機関以外の医療機関で、おおむね当該新生児の出生から1月以内に実施した次に掲げる検査とする。

- (1) 自動聴性脳幹反応検査（自動ABR）
- (2) 耳鼻響放射検査（OAE）

(助成金の額等)

第4条 助成金の額は、対象聴覚検査に要した費用の額に相当する額とし、新生児1人につき5,000円を上限とする。

2 助成金の交付回数は、新生児1人につき1回（初回検査のみ）とする。

(助成の申請)

第5条 助成金の支給を受けようとする助成対象者は、長岡市新生児聴覚検査費用助成金申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添付して市長に提出するものとする。

- (1) 母子健康手帳（表紙と聴覚検査の結果が確認できるもの）の写し
- (2) 医療機関発行の聴覚検査に要した費用の領収書及び診療明細書
- (3) 振込口座が分かるものの写し

2 助成金の支給を受けようとする助成対象者は、対象聴覚検査の実施日から6月以内に、前項に定める書類を市長に提出しなければならない。

(助成の決定)

第6条 市長は、前条の書類の提出があったときは、その内容を審査し、助成の可否を決定し、長岡市新生児聴覚検査費用助成金交付（不交付）決定通知書（別記第2号様式）により速やかに通知するものとする。

(事後指導)

第7条 市は、対象聴覚検査の結果、事後指導を要する者については、医療機関等と連絡を密にし、必要に応じて適切な措置を講ずるものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和８年４月１日から施行し、同日以降に出生した新生児が受けた対象聴覚検査から適用する。

新生児聴覚検査費用助成金申請書

年 月 日

長岡市長様

申請者

住所

氏名

電話番号

下記のとおり新生児聴覚検査を受けましたので、検査費用の助成を申請します。
申請内容の確認に当たり、長岡市が住民基本台帳を閲覧すること及び確認等が必要な場合は検査医療機関に問い合わせることに同意します。

被検査者	住所		□同上 長岡市		
	ふりがな				
	氏名				
	生年月日		年 月 日		
検査状況	医療機関	住所			
		名称			
	検査日		年 月 日		
	検査費用		円		
助成申請額		円			
申請者の振込先	金融機関名		銀行・組合・金庫・農協 店・支店		
	預金種別		普通・当座	口座番号	
	ふりがな				
	口座名義人				

添付書類

- 母子健康手帳（表紙と聴覚検査の結果が確認できるもの）の写し
- 医療機関発行の聴覚検査に要した費用の領収書・診療明細書
- 振込口座の通帳またはキャッシュカード、インターネットバンキングの画面の写し（口座番号等確認用）

----- 以下長岡市記入 -----

上記の申請について、以下のとおり決定よろしいでしょうか。

所長	副所長	係長	係	起案	・	・
				決裁	・	・

受付

助成する ・ 助成しない

交付決定額
円

支出命令番号									
						-			

第2号様式（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

長岡市長

長岡市新生児聴覚検査費用助成金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった新生児聴覚検査費用助成金について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1. 交付する

助 成 金 決 定 額	円
振 込 予 定 日	年 月 日

2. 交付しない

理 由	
-----	--

令和 7 年度 第 2 回長岡市栃尾美術館協議会 報告

1 開催日時及び会場

(1) 日 時 令和 8 年 3 月 16 日 (月曜日) 午後 1 時 30 分から 3 時まで

(2) 会 場 栃尾美術館 アトリエ

2 出席者

- ・長岡市栃尾美術館協議会 委員 8 名
- ・梅沢中央図書館長、諏佐美術館長、他事務局 2 名

3 会議内容 (議題)

(1) 令和 7 年度 事業報告

承認

(2) 令和 8 年度事業計画 (案) 報告

承認

4 主な意見・質問

意見・質問	回答・対応案
① 保育園児がたびたび利用している。「こどもの作品展」の展示は保育園職員にとっても学びが多く、美術館での工作体験では、普段と異なる先生から教わることが新鮮で、子どもたちが生き生きとしている。	今後も、市民の皆さまが気軽に美術活動を楽しめる、身近で親しみやすい美術館として対応に努める。
② 栃尾地域でのクマ出没が多く、展覧会の集客に影響があったとの説明があったが、外部に正確な情報が伝わっているか懸念がある。誤解は避けたい。学校には栃尾支所から、地図や捕獲数などの詳細情報が F A X で提供されている。	当館で詳細を把握ができなかったため、長岡市危機管理防災本部の SNS 「ボーサイダー (X)」 にリンクする形で発信した。また、栃尾支所に問い合わせたところ、今後は学校と同様に詳細情報をいただけることとなった。
③ 「蝶の美展」について、小学校では 3 年生が蝶を育てているため、夏休みの時期にあわせ、科学研究につながるワークショップやイベントがあると良い。また、栃尾では過去に標本作りが盛んだった時期があり、親世代の来館につながる可能性がある。	ご意見を参考に、子どもたちがより興味を持てる展示および関連行事について検討する。
④ 「館所蔵品展」で貴重な「栃尾てまり」が展示されるため、6 月に開催される「てまりまつり」と連携し、てまりを目的に訪れるお客様を美術館にも誘致すると良い。	ご意見のとおり、「てまりまつり」との P R 連携を図り、相乗効果による集客向上に努める。